

特別養護老人ホーム悠々 ・ 利用料金表(平成30年4月～)

☆1割負担の場合

☆月額は30日で計算

※悠々には2種類の居室体系があります。本館・南館の個室は同料金です。

介護サービス費

多床室・個室共通

介護度	日額	月額
1	557	16,710
2	625	18,750
3	695	20,850
4	763	22,890
5	829	24,870

特別養護老人ホーム悠々居室体系

本館(50床・・・個室10床
4人部屋10床)

南館(20床・・・全室個室)

居住費

従来型(多床室)

段階(※1)	日額	月額
1	0	0
2	370	11,100
3	370	11,100
4	840	25,200

従来型(個室)

段階(※1)	日額	月額
1	320	9,600
2	420	12,600
3	820	24,600
4	1,150	34,500

食費

多床室・個室共通

段階(※1)	日額	月額
1	300	9,000
2	390	11,700
3	650	19,500
4	1,380	41,400



※1 段階(=負担限度額区分)の説明

利用者負担段階区分

区分	説明	自己負担限度額
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または、生活保護を受給している方	15,000
第2段階	市民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方	
第3段階	市民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超266万円以下の方	24,600
第4段階	第1～3段階までに属さない方	37,200

1カ月あたりの施設利用料は、介護サービス費、居住費、食費、加算料金(裏面参照)の合計となります。

加算項目一覧表

加算については、1日または1回あたりの単位(円)です。(月あたりの場合は月額表記です)

加算項目	単位	説明
看護体制加算(Ⅰ)口	4円	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8円	基準を上回る看護職員の配置、施設から医療機関等への24時間連絡体制が確保されている
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13円	夜勤を行う介護職員の数が最低基準を1人以上上回っている
個別機能訓練加算	12円	専従の機能訓練指導員を1名以上配置、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施
栄養マネジメント加算	14円	管理栄養士を配置し、栄養ケアマネジメントを実施
療養食加算(1回あたり)	6円	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合
口腔衛生管理体制加算(月額)	30円	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行い、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成している
口腔衛生管理加算(月額)	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った。口腔機能維持管理体制加算を算定している
経口維持加算(Ⅰ)(月額)	400円	経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる利用者の方に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行なう場合
経口維持加算(Ⅱ)(月額)	100円	協力歯科医療機関を定めており、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
経口移行加算	28円	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合
看取り介護加算(1)	144円	死亡日以前4～30日
看取り介護加算(2)	680円	死亡日前日及び前々日
看取り介護加算(3)	1,280円	死亡日
初期加算	30円	新規に入所した場合、入所日より30日間。30日を超える入院が終了し、再び施設入所を開始した日より30日間
入院・外泊時加算	246円	入院した場合及び居室等に外泊した場合に算定できる。(入院又は外泊した日の翌日から6日間)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%	所定単位数に8.3%を乗じた単位数
日常生活継続支援加算	36円	新規入所者総数のうち要介護状態区分が4・5の割合が70%以上。認知症自立度区分がⅢ・Ⅳ・Ⅴの割合が65%以上
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	18円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上
サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ	12円	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上
サービス提供体制加算(Ⅱ)	6円	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上
配置医師緊急時対応加算(1回)	650円	(早朝:午前6～8時・夜間:午後6～10時の場合)
配置医師緊急時対応加算(1回)	1300円	(深夜:午後10時～午前6時の場合)
生活機能向上連携加算(月額)	200円	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、社施設等を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別記の訓練計画を作成
生活機能向上連携加算(月額)	100円	(個別機能訓練加算算定の場合)
排せつ支援加算(月額)	100円	排泄に介護を要する利用者のうち身体機能の向上や環境調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、利用者もそれを希望する場合、排泄に介護を要する原因分析・支援計画の作成及び支援を行った場合
褥瘡マネジメント加算(月額)	10円	入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理すること
外泊時の在宅サービス利用	560円	外泊時、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度
低栄養リスク改善加算(月額)	300円	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善を行った場合
再入所時栄養連携加算(1回)	400円	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)であって、介護保険施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、介護保険施設へ再入所した場合

その他の料金

	項目	料金	説明
日常生活に要する諸費用 (全額自己負担)	健康管理費	実費	病院受診料、薬代、予防接種代等
	カット料金 A事業者	1,500円	希望される場合
	毛染め料金	2,500円	希望される場合
	カット料金 B事業者	2,000円	希望される場合
	特別食	実費	施設で用意したもの以外の食事を希望される場合
	希望購入品	実費	施設で用意したもの以外のものを希望される場合
	クリーニング代	実費	私物のクリーニング代、外注業者に依頼したもの
	テレビ使用料	実費	100円/3時間 施設レンタル品 個人持込は無料
	冷蔵庫設置使用料(日額)	10円	居室へ個人専用冷蔵庫を設置し使用した場合
	預貯金管理料(月額)	200円	預貯金(通帳)預かりの場合